

区名	補助対象者						除却の補助対象 となる建築物	補助限度額※1			
	除却			建替え				除却費		建築設計費	
	個人	法人	宅建業者・ 売買目的等	個人	法人	宅建業者・ 売買目的等		木造	非木造	戸建建替え (補助対象床面積)	共同建替え (補助対象床面積)
東京都 (参考)	○	○	○	○	○	○	耐用年数3分の2経過 ※3	36,000円/㎡	51,000円/㎡	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)	～137199万円 (100,000㎡)
	都は事業を行う区に対する補助										
文京区	○	中小企業者 ※2	○	○	中小企業者	対象外	耐用年数3分の2経過	25,000円/㎡	—	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(上限300㎡)	～739.2万円 (上限300㎡)
台東区	○	中小企業者	対象外	○	中小企業者	対象外	平成8年5月31日以前に 建築された建築物	36,000円/㎡ 上限140万円	51,000円/㎡ 上限140万円	上限100万円	—
墨田区	○	中小企業者等	対象外	○	中小企業者等	対象外	木造：平成15年9月30日 以前に着工した建築物 鉄骨系建築物：旧耐震基準 ※4	上限150万円	上限150万円	100万円 他に基本助成額230万 ※建築要件あり	100万円 他に基本助成額230万 ※建築要件あり
品川区	○	中小企業者等	対象外	○	中小企業者	対象外	木造：平成17年3月31日 以前(平成5年6月25日以 降の3階以上または500㎡ 超を除く) 軽量鉄骨造：旧耐震基準	36,000円/㎡ 上限1,800万円	51,000円/㎡ 上限2,550万円	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)	248.7万円(60㎡の場合) 1,214.9万円(500㎡の場 合)
渋谷区	○	中小企業者	○	○	中小企業者	○	旧耐震基準	12,000 or 24,000円/㎡ 上限240万円 31,000円/㎡(無接道) 上限240万円	16,000 or 32,000円/㎡ 上限320万円 44,000円/㎡(無接道) 上限320万円	19.9万円(5㎡未満)～ 100万円(160㎡以上)	上限150万円
豊島区	○	中小企業者等	対象外	○	中小企業者等	対象外	耐用年数3分の2超過	36,000円/㎡ 上限1,000万円	51,000円/㎡ 上限1,000万円	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)
北区	○	中小企業者等	対象外	○	中小企業者等	対象外	耐用年数3分の2経過	36,000円/㎡ 上限120万円	51,000円/㎡ 上限120万円	上限80万円(準耐火) 上限90万円(耐火)	住宅部分に係る設計・監理 料の2/3の額 上限200万円(準耐火) 上限450万円(耐火)
荒川区	○	中小企業者等	対象外	○	中小企業者等	対象外	耐用年数3分の2経過 ※除却のみの場合で非木造 建築物にあっては旧耐震基 準で建築され、区が危険と 判定したもの	26,000円/㎡ 上限1,300万円	26,000円/㎡ 上限1,300万円	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)
葛飾区	○	○	○	○	○	対象： 宅建業者 対象外： 売買目的	除却のみ：旧耐震基準 除却建替え：耐用年数の3 分の2経過	36,000円/㎡ 上限200万円 (建替えの場合は設計費 との合計額で上限220 万円)	36,000円/㎡ 上限200万円 (建替えの場合は設計費 との合計額で上限220 万円)	101.4万円(5㎡未満)～ 上限220万円 (除却費との合計)	約525万円(100㎡未満)× 補助対象面積率×2/3～ 上限220万円 (除却費との合計)
江戸川区	○	○	対象外	○	○	対象外	旧耐震基準	23,000円/㎡ ※石綿調査除去 +10,000円/㎡	—	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)	101.4万円(5㎡未満)～ 508.8万円(300㎡以上)

※1…実際の補助額は対象案件ごとに異なりますので、詳細については各区へ直接お問い合わせください

※2…中小企業基本法 第2条第1項に規定する中小企業者

※3…減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数 例：木造住宅の耐用年数 築22年

※4…昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けた建築物